

まとめ

本章では、自殺対策基本法の制定から約10年になることを踏まえ、この10年間の経緯や変化などについて、分析、記述を行った。

このうち、第1節においては、この10年間の取組や体制の変遷等について概観するとともに、第2節では、年齢階級別や原因別の自殺者数の変化について分析し、第3節では、傾斜度を足掛かりに、各地域の特性に焦点を当てて分析した。

基本法制定当時、3万2千人を超えていた年間自殺者数は、昨年18年ぶりに2万5千人を下回り、平成10年の急増前の水準にまで戻っている。しかしながら、なお1日平均で約66人の尊い命が失われているという現状に変わりはなく、また、第2節で分析したとおり、

- ・若年層の自殺死亡率が10年前の水準まで戻っておらず、若年層の自殺対策が引き続き重要となること
 - ・うつ病と併せて計上された自殺の原因・動機は多岐にわたり、かつ、その構成比が平成19年以降ほぼ一定であることなど、うつ病を原因・動機とする自殺の予防においては、心の問題に複雑に絡み合っている社会的要因を含めた様々な問題に対しての働きかけが求められていること
 - ・地域自殺対策緊急強化基金の事業額の増加と自殺死亡率の低下に相関関係がみられ、地域の実情に応じたきめ細やかな対策が自殺死亡率の低下に寄与した可能性もある一方、今後、地域レベルでの取組のより詳細な検証・評価が求められること
- など、残された課題も数多い。さらに、高齢

化や過疎化が進む中、それに対応した自殺対策を講じていくことが求められる。第3節で分析した地域におけるつながりは、その際の大きなポイントの一つであると考えられる。

自殺対策の10年を振り返って見えてきたこれらの課題に対し、これからの自殺対策はどうあるべきか。今回の分析は、「地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換」を始めとする自殺総合対策大綱において掲げられた施策の方向性を、データとして裏付けるものになっていると考えられる。引き続き、国民一人ひとりに身近な地域において、それぞれの実情に応じたきめ細やかな対応を工夫し講じることが可能となるよう、地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策の更なる推進が重要と考えられる。

既述の通り、平成28年4月1日をもって、自殺対策の推進業務は内閣府から厚生労働省に移管された。また、同日、「自殺対策基本法の一部を改正する法律」が施行され、地方公共団体における自殺対策に関する計画の策定が義務付けられる等の改正が行われた。それぞれの地域において、地域における自殺の実態の把握やそれに対応した対策の企画立案、そして施策の検証・評価を実施するとともに、現場において取り組む民間団体を始めとする関係者の連携を強化していくことが求められる。これにより、我が国の自殺対策は新たな段階に入ったとあってよいであろう。今後とも、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携・協働し、きめ細かな分析に基づく確かな自殺対策を講じていくことが求められている。